

「アイ・エー 経営者通信」送付のご案内

陽春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします。

4月から変わること

4月。気持ちも新たに新しい年度をお迎えになられたことと思います。新入社員として新しく社会に出た方々には、次世代の新戦力として羽ばたくことを祈ってやみません。この4月からいろいろな法改正があります。すでにご存知で対処されているということも多いと思いますが、少しご紹介してまいります。

女性の再婚禁止期間の廃止

離婚後 100 日間は再婚できないという規定が廃止されます。ちなみに 2015 年までは再婚禁止期間は 6 か月でした。前夫の子どもの戸籍となることを避けるために出生届を出さずにいることで、子どもが無戸籍となってしまうことを防ぐためだそうです。

相続登記の義務化

不動産について、相続開始から 3 年以内に相続登記が必要になります。10 万円以下の過料という罰則以外に、不動産の売却が出来なくなる、債務がある場合などは債権者に差し押さえされる可能性もあります。現在、登記簿上で所有者の所在が確認できない土地が 2 割にも上ると言われています。都市開発の妨げになること、固定資産税回避のためにあえて登記しない、という理由も考えられるためといわれています。

障害者雇用促進法・障害者差別解消法の改正

民間企業における障害者の法定雇用率が 2.3%から 2.5%に引き上げられます。対象となる事業所の人数も 40 人以上と拡大されます。また、これまでは努力義務であった、事業者における障害者に対する合理的配慮が完全義務化となります。障害を理由として、一律に入店を拒否したり対応を断ったりすることが禁止されます。よく交通機関や飲食店で問題になり炎上しています。不用意な対応をしないよう準備が必要です。

労基法

いわゆる 2024 年問題。特に建設や運転業務に関わる働き方改革について、最も皆さまが苦慮されていることと思います。また、労働条件の明示、裁量労働制の改正もあります。就業場所や雇用形態についてなど労働条件通知書や雇用契約書などに記載することが義務化されます。いろいろと思うことも多いですが、前向きな形で取組まれた事例があれば、ぜひご紹介ください。では今月もよろしく願い申し上げます。

～トピックス～

さて問題です。鎌倉幕府の成立は西暦何年でしょうか？

昭和の時代に学び、若いころに覚えたこと、今でもハッキリ覚えていることは多いものです。ところが、自分の中で常識と思っていたことがいつの間にか変わっていることがあります。アップデートしていますか？

聖徳太子→厩戸王。 和同開珎 →富本銭。 仁徳天皇陵 →大仙(大山)古墳。 [pH] ペーハー →ピーエイチ。 リンカーン →リンカン。 ルーズベルト →ローズベルト。 これらは歴史の教科書の表現。

My name is ○○。 →I am ○○。 教え方も変わっているようです。 3.14 →3.14 $\sqrt{(\wedge)}$ 「3」の時代は短かったようです。

学校の環境も変わった所が多いようです。エアコン完備？ 体育座り禁止？ 筆記体を習わない？(リットルも「L」なんだそうです)。名簿の順番は男女混合で「さん」付けで呼ぶ。あだ名や呼び捨ては禁止。連絡網の廃止はだいぶ前からでしょうか？

SDGs、積極的に取組む学校が多いようです。給食は今でも楽しみなのでしょうか？ さて冒頭の問題の回答です。イイ国(1192)→イイ箱(1185)作ろう、だそうです。(浅井)



さくら

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	・	・	・	・

ワンポイント 申告書等情報取得サービス

e-Taxソフトにログインし申請を行うことで、提出した申告書のPDFファイルが取得できるサービス(手数料無料)。対象は、直近3年分(令和2年分以降)の所得税及び復興特別所得税の確定申告書及び修正申告書、青色申告決算書、収支内訳書。利用の際はマイナンバーカードが必要です。

4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月30日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日~4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務 / 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 4月30日

中小企業を取り巻く 経済情勢

～中小企業白書を参考に～



中小企業経営者は、中小企業を取り巻く情勢を読み解こうと腐心します。では、「なぜ企業経営者が情勢（変化していく物事の成り行きや様子）を知ることに大事なのか？」。

このことについては古い話になりますが、印刷業界団体の役員であるK社長は1990年代、デジタル製版の黎明期に「これからはデジタル時代がやって来る」と仲間へ警鐘を鳴らしていました。しかし、その仲間の

反応は、①デジタル製版は自分たちの職人技を超えないと否定する者、②率先してデジタル製版に取り組む者、③変化にまったく興味を示さない者の3タイプでした。

そして、30年後、会社がなくなってしまうタイプがあります。それは、変化にまったく興味を示さなかったタイプでした。一方、否定派は常にデジタル化を見つめ警戒していたので対応を果たせたのです。

変化に向き合う姿勢は、各企業で様々ですが、コロナ後の中小企業を取り巻く経済について考えていきたいと思います。

中小企業団体に長年勤めているH氏は、「中小企業白書（中小企業庁発表）」を熟読しヒントを得ています。

H氏は、「中小企業白書は、中小企業の動向を調査・分析しているだけでなく、いつの間にか中小企業の全体の流れがそのような方向に進んでいくので、重視している」と話します。

さらに、「中小企業白書は、従来、〇〇〇〇進むべきではないか」といった教える論調だった

が、アフターコロナでは、各企業が持っている力を発揮して欲しい、といった期待する姿勢になっている」と話します。

さて、中小企業白書2023年版（以下、2023年版白書）を参考に今後の中小企業の経済動向を考えていくことにします。

2023年版白書の概要

〈目次〉

- 1 令和4年度（2022年度）の中小企業の動向
- 2 変革の好機を捉えて成長を遂げる中小企業
- 3 令和4、5年度の中小企業施策

中小企業白書の構成は、ほぼ毎年同じ（三部建て）になっています。

第一部は、年度を振り返って経済情勢がマクロ的にどうであったかの記述です。

第二部がメインとなり、その年の課題で白書作成者の意図がわかります。

第三部は、いま行いつつある政策及び、今後やろうとする政策の紹介です。

二 中小企業・小規模事業者の動向（価格転嫁）

2023年版白書は、中小企業の実質生産性は、大企業と変わらない、むしろ大企業の実質生産性より高い。しかし、価格転嫁が出来ていない。これを図を用いて説明しています。これは、かなり踏み込んだ意見だと思えます。

説明では、

「一厳しい事業環境の中で、中小企業の価格転嫁力は足元では、総じて価格転嫁の状況は改善しつつあるが、労務費やエネルギー価格の転嫁に課題」

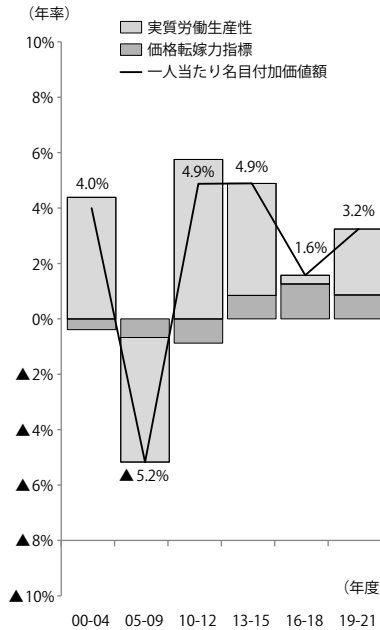
そして図により、価格転嫁が出来ていないため、生産性が低いということを明確化しています。

図を見るにあたっては、次のようにイメージしてください。

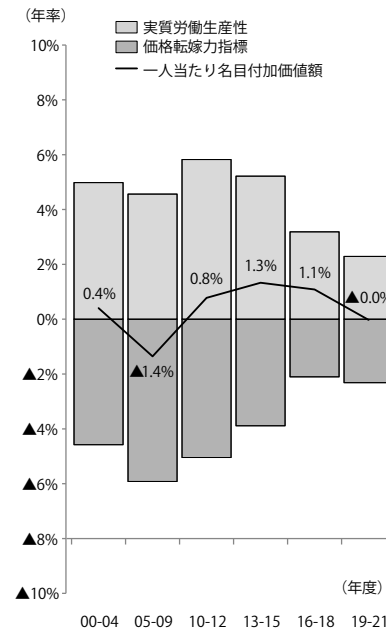
「前年度、大企業は1分間に製品を1個作る、そして中小企業も同様に1個作る」とします。そして、大企業も中小企業も今年度は生産性が上がり、大企業は2個作れるようになり、中小企業の方は3個作りました。

一人当たり名目付加価値額上昇率とその変動要因

大企業製造業



中小製造業



そして、販売時、大企業は高く売っている一方、中小企業は前年より安く売っている。最終的な付加価値は金額で見ることから、中小企業の生産性は上がっていないと見られることとなります。

図では、次のことを説明しています。16・18（年度）における大企業製造業の名目付加価値は1・6%、実質労働生産性と価格転嫁力の両指標がともにプラス。一方、中小企業製造業の名目付

中小企業白書 2023 より

加価値は1・1%、実質労働生産性はプラスですが価格転嫁力がマイナスの指標です。結果、名目付加価値は、大企業製造業が中小企業製造業を上回るといったことになっています。

三 中小企業のデジタル化促進に向けた取組

2021年版白書では、デジタル化に向けた全社的な意識の醸成や経営者の積極的な関与の重要性を調査しており、2022年版白書は、デジタル化の取組み状況を4つの段階に分類し、デジタル化の取組を進展させた企業が、一定数見られたことなどを明らかにしています。

そして2023年版白書では、過去2年間の白書の調査を踏まえながら、中小企業がデジタル化の取組みを進展させるための戦略やデジタル人材等の分析をしています。

分析結果で分かったことは、「デジタル化が遅れていること」、「いざ導入されても活用できていないこと」。そして、さらにDX化が遅れるということです。デジタル化は、一括りで説明出来ない幅広い課題であり、生産性にどのような役立っているのか（因果関係）を明らかにするのは相当難しいと思います。経営者の方で様々な見解はあると思いますが、2023年版白書の分析の中で注目すべき点を紹介します。

① デジタル化が進展している企業では、経営者が自らデジタル化を推進している。経営者が自ら意識している事が推進のカギになっているという事です。例えば、業務の棚卸などを戦略的に実施することでデジタル化による効果が高まることになる。

② デジタル人材の確保・育成に向けた取組みを実施している企業ほど人材の確保が出来る。

四 最後に

政府は東日本大震災後、中小企業政策をこれまで以上に進めてきています。経営者の皆様は、自身の会社の課題に向き合う際には、中小企業支援策等を参考にして頂きたいと思えます。

相続土地 国庫帰属制度



一 制度の概要

相続により土地を取得したものの、その土地から遠くに住んでいて利用できないことや、管理の負担が大きいことなどの理由で、その土地を手放したいというニーズが高まっています。そのような土地が管理できないまま放置されることで、所有者不明土地になることを予防するため、相続などによって土地の所有権を取得した相続人が一定の要件を満たした場合には、その土地を手放して国庫に帰属さ

せることを可能にする制度が「相続土地国庫帰属制度」です。

二 手続きの流れ

相続土地国庫帰属制度は、相続又は遺贈によって土地の所有権や共有持分を取得した人が手続きを行うことができます。この制度における遺贈とは、遺言により特定の相続人に財産の一部や全部を譲ることをいいます。手続きは、相続などによって

取得した土地の所有権を国庫に帰属させることについての承認を、法務大臣に対して申請をします。実際に申請をする際の申請先は、承認申請を受けようとする土地が所在する都道府県の法務局・地方法務局（本局）の不動産登記部門です。法務局・地方法務局の支局や出張所では受け付けていません。

なお、審査手数料として、土地一筆あたり1万4000円が必要ですが、また申請をする際には、法務局に事前相談をしてください。

申請を受けた法務大臣は、審査のために必要と判断したときは、法務局の担当官に調査をさ

せることができます。そして、承認申請された土地が、通常の管理や処分をするよりも多くの費用や労力がかかる土地として法令に規定されたものに当たらないと判断されると、その土地

手続きの流れ

- ① 事前相談
土地の所在地を管轄する法務局（本局）に相談
- ② 承認申請
申請権者は、相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者
（承認申請書の提出・審査手数料の納付）
- ③ 要件審査・承認
法務局担当官による調査（書面調査・実地調査）
- ④ 負担金を納付
金額は10年分の土地管理費相当額で、通知が到達した翌日から30日以内に納付
- ⑤ 国庫帰属
所有権移転後は、財務大臣又は農林水産大臣が管理・処分を行う

の所有権が国庫に帰属されることが承認されます。承認を受けた人が一定の負担金を国に納付すると、その土地の所有権が国庫に帰属します（表参照）。

表 負担金の算定方法

右記以外の土地	一部の市街地（注1） の宅地	一部の市街地（注1） 農用地区域等の田、畑	森林
面積にかかわらず、20万円	面積に応じ算定（注2） 例） 100㎡：約55万円 200㎡：約80万円	面積に応じ算定（注2） 例） 500㎡：約72万円 1,000㎡：約110万円	面積に応じ算定（注2） 例） 1,500㎡：約27万円 3,000㎡：約30万円

（注1）都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域

（注2）面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡あたりの負担金額は低くなる

三 申請ができる人

この制度についての申請ができる人は、相続又は相続人に対する遺贈によって土地を取得した人です。売買などのように相続等以外の原因で自ら土地を取得した人や、相続等により土地を取得することができない法人は、基本的にこの制度を利用することはできません。

相続等により土地の共有持分を取得した共有者は、共有者の全員が共同して申請を行うことができます。また、この制度を利用することができません。また、売買などにより共有持分を取得した共有者がいる場合でも、相続等により共有持分を取得した共有者がいるときは、共有者の全員が共同して申請を行うことができます。

四 引き取ることができない土地

相続土地国庫帰属制度では、申請の段階で直ちに却下となる土地（却下要件）と、審査の段階で該当すると判断された場合に不承認となる土地（不承認要件）が定められています。

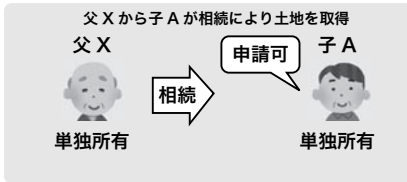
却下要件は、①建物がある土地、②担保権や使用収益権が設定されている土地、③他人の利益が予定されている土地、④特定有害物質により土壤汚染されている土地、⑤境界が明らかでない土地・所有権の存否や帰属、範囲について争いがある土地、の5つがあります。これらのいずれかに該当する土地については、承認申請をすることができません。

不承認要件は、①一定の勾配や高さの崖があり、かつ管理に過大な費用や労力がかかる土地、②土地の管理や処分を阻害する有体物が地上にある土地、③土地の管理や処分のために、除去しなければいけない有体物が地下にある土地、④隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ管理・処分ができない土地、⑤その他、通常の管理や処分にあたって過大な費用や労力がかかる土地、の5つがあります。審査によってこれらのいずれかに該当する土地と判断されると、国庫帰属を不承認とする処分がされます。

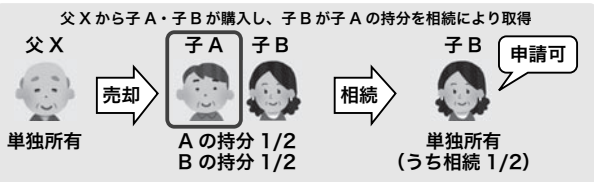
申請ができる人の具体例

単独所有の場合

①相続等により所有権の全部を取得した所有者



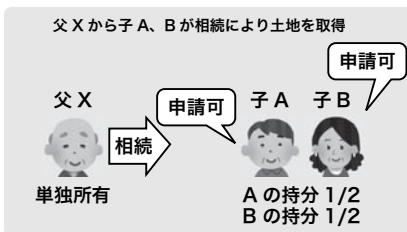
②相続等により所有権の一部を取得した者



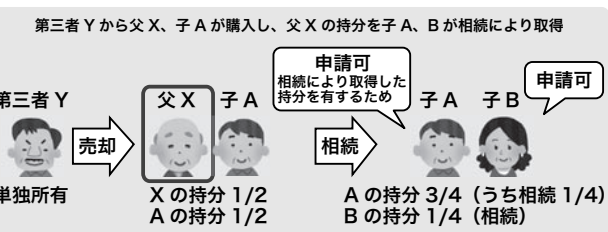
共有の場合

※ 共有者がいるときは、共有者の全員が共同して申請

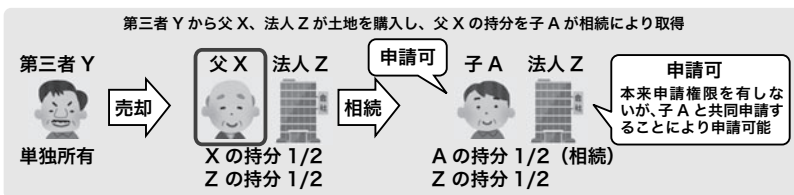
①相続等により共有持分の全部を取得した共有者



②相続等により共有持分の一部を取得した共有者



③相続等以外の原因により共有持分を取得した共有者



(法務省資料)



労災保険の給付

労災保険は、労働者の業務上又は通勤による傷病等に対して保険給付等を行う制度です。

今回は、労災保険の保険給付について解説します。

一 保険給付の種類等

(1) 保険給付の種類

労災保険の保険給付の種類には、次のものがあります。

- ① 療養(補償)等給付
- ② 休業(補償)等給付
- ③ 障害(補償)等給付
- ④ 遺族(補償)等給付
- ⑤ 葬祭料等(葬祭給付)
- ⑥ 傷病(補償)等年金
- ⑦ 介護(補償)等給付
- ⑧ 二次健康診断等給付

(2) 保険給付の名称

給付名の「(補償)」は、業務災害と通勤災害の保険給付の名称の違いを表しています。

例えば、業務災害により療養を受ける場合は「療養補償等給付」、通勤災害の場合は「療養給付」となります(通勤災害の給付名には「補償」の文字がありません)。また、⑤については、業務災害は「葬祭料等」、通勤災害は「葬祭給付」となります。

二 保険給付の概要

個々の給付を見ていきます。

給付名は、業務災害の時に支給されるものを表示しています。

(1) 療養補償等給付

給付内容

治療、入院、薬剤の支給などが該当し、傷病が治ゆ(完全に治った時のほか、医療効果が期待できなくなった状態も該当します。)するまで給付されます。

(2) 留意点

労災病院や労災保険指定医療機関・薬局等(以下「指定医療機関等」)で治療を受けたか否かにより給付方法が

異なります。指定医療機関等で治療を受けた時は、無料で治療や薬剤の支給が受けられます(現物給付)。指定医療機関等以外で治療を受けた時は、療養にかかった費用を一旦窓口で支払い、事後に療養にかかった費用相当額が、被災者に支払われます。

業務災害と通勤災害の保険給付は、原則として同じ内容ですが、通勤災害により療養給付を受ける場合、その者が初回の休業給付を受ける際に一部負担金として200円(日雇特例被保険者については100円)が減額される点が異なります。

(3) 他制度との違い

業務外の傷病の時は「健康保険」の対象となり、医療機関の窓口で健康保険被保険者証を提示して治療等を受け、一部負担金(3割負担等)を支払います。労災保険には「被保険者証」がなく、また、健康保険のような一部負担金(3割負担等)がありません。労災保険の場合は、「療養の給付請求書」を指定医療機

関等に提出(指定医療機関等以外で治療を受けた時は「療養の費用請求書」を労働基準監督署に提出)します。

病院で治療等を受ける時は、労災であることを伝えて治療を受けます。

(1)(2) 休業補償等給付

給付内容
療養のため労働することができず、賃金を受けられない時に、休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額(※)の60%相当額が支給されます。

※ 給付基礎日額は、労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。原則、事故発生日(算定事由発生日)の直前3か月間の賃金を、その期間の暦日数で割って算出した1日あたりの額です。

(2) 留意点

休業開始から最初の3日間 は、労災保険から休業補償等給付が支給されません。業務災害の場合は、この3日間に 対し、事業主が休業補償(1日につき平均賃金の60%)を支払う必要があります。

① (3) 障害補償等給付
給付内容

障害補償等給付は、傷病が治ゆした後に残った障害の程度により、「年金」又は「一時金」として支給されます。

障害の程度が重い時は、障害の程度に応じ第1級（給付基礎日額の313日分）から第7級（同131日分）の障害補償等年金が毎年支給されます。障害の程度が軽い時は、障害の程度に応じ第8級（給付基礎日額の503日分）から第14級（同56日分）の障害補償等一時金が支給されます。これは一度限りです。

② 留意点

年金は、年6期（偶数月）に分けて支払われます。後述の遺族補償等年金及び傷病補償等年金についても同様です。

① (4) 遺族補償等給付
給付内容

被災労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹が、遺族補償等給付の受給資格者となります。妻以外の遺族について

は、被災労働者の死亡の当時に一定の高齢又は年少であるか、或いは一定の障害の状態にあることが要件とされ、年齢・障害の有無による順位が定められています。遺族補償等年金は、遺族の数及び年齢に応じて給付基礎日額の153日分から245日分とされ、受給資格者のうち最先順位者に対し支給されます。

なお、遺族補償等年金を受ける遺族がない場合（例えば、受給資格者の中に妻や一定年齢・障害の状態を満たす受給資格者がいない）、または、既に支給された遺族補償等年金の額が、給付基礎日額の1000日分に満たない場合は、一定範囲の遺族に対して給付基礎日額の1000日分又は給付基礎日額の1000日分から既に支給された遺族補償等年金の額を差し引いた金額が、遺族補償等一時金として支給されます。

② 留意点

遺族補償等年金は、受給資格者のうち最先順位者が死亡や再婚などで受給権を失う

と、その次の順位の者が受給権者となります（これを「転給」といいます）。

(5) 葬祭料等

死亡した労働者の葬祭を行う者に支給されます。支給額は、31万5000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分）です。

① (6) 傷病補償等年金
給付内容

傷病等の療養開始後1年6か月を経過した日又はその日以後、一定の傷病等級に該当する時は、傷病等級に応じて給付基礎日額の313日分から245日分の傷病補償等年金が支給されます。

② 留意点

療養中の傷病が治ゆし、障害が残った場合は、前述の障害補償等給付が支給されることがあります。

① (7) 介護補償等給付
給付内容

障害補償等年金又は傷病補償等年金の受給者のうち、一定の障害を有し、現に介護を

受けている場合に介護費用の支出額（上限額があります）に相当する額が、介護補償等給付として支給されます。

② 留意点

親族等の介護を受けている者で、介護費用を支出していない場合又は支出額が最低保障額を下回る場合は、一律にその最低保障額が支給されます。上限額及び最低保障額は、常時介護と随時介護の場合で異なります。

(8) 二次健康診断等給付

事業主が行った直近の定期健康診断等（一次健康診断）において、一定の状態にある時（血圧検査等の一定項目の全てに異常の所見があると診断され、かつ、脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないと認められる）に、二次健康診断及び特定保健指導の給付が行われます。

三 特別支給金の支給

労災事故が生じた場合、一定要件を満たす時は、保険給付のほか、社会復帰促進等事業として「特別支給金」が併せて行われます。

中小企業の支援機関

一言で中小企業の経営相談と言っても従業員100名以上の大きな企業や、1人、2人で活動している小さな企業もあり、これらの全てに相談所を設置するのは無理があるかもしれません。しかし、アフターコロナにおける中小企業政策は、企業の変革を求めており、支援機関の充実により経営者支援を行うという意図が伺えます。

中小企業庁は、支援機関による支援の実態調査を行いました（図参照）。この図を見て、初めて「よろず支援拠点」という名前を聞いた方もいるかもしれません。

よろず支援拠点は近年、各都道府県が経営相談のハブとして設置し、徐々に成果を挙げつつあります。

以下、2つの機関を紹介します。

- ① 商工会・商工会議所は経営者が経営改善を行おうとする場合に気軽に利用できる点があります。商工会・商工会議所は

税務、法務相談の窓口を併設し、日本政策金融公庫等幅広い分野で接点があるのが強みです。

- ② よろず支援拠点は専門家の活用を組み合わせ経営課題を解決していく機関ですので相談者が、「販路開拓、マーケティング」や、「人材採用、育成」、といった課題を把握しているとかなり踏み込んだ回答が得られると思います。

支援機関別に見た、相談員一人当たり支援件数

全体	29.0
商工会・商工会議所	40.2
よろず支援拠点	50.7
税・法務関係士業	7.2
中小企業診断士	13.0
金融機関	10.4
その他	20.4

(件/月)

中小企業白書 2023 より

サブスクビジネス

サブスクビジネス（サブスクリプションビジネス）は、①一定料分で様々な便益を提供、②一定料分で安定した収入、特定の顧客だけを見て商売ができる、③近接異業種との“ウインウイン”の連携が可能です。

つまり、サブスクリプション経営は「顧客数」、「顧客単価」、「契約期間」の3つで収益と安定化を図ります。

【シェア&サブスクの事例・C社】

利用ガイド「～月額9800円でベンツもポルシェも1時間680円で乗り放題！高級車オーナーは自分の車を貸して車賃を取ることでも可能！～」

車の所有が自由化され、車を共存共有することができるようになりました。利用者は月額と時間当たりの料金を支払うことで乗りたい高級車を好きな時に好きなだけ乗ることができます。一方、高級車の所有者は権利収入が得られます。

今後、サブスクリプションビジネスの拡大が考えられます。

IT経営サポートセンター

IT経営サポートセンターは、中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営する、簡易で気軽にIT活用・導入について相談できるZoomを使用したオンライン面談サービスです。

実務経験豊富なITの専門家が中小企業経営者等のIT活用・導入についての課題を「IT戦略ナビ」等を活用して整理・見える化したリ、「自分でシステムについていろいろ調べたが、どれが自社に合っているか分からない」や「自社で販売管理システムと会計システムを利用中だが、連携ができていない」といった個別具体的な相談にピンポイントで答えるなど、解決に向けた実践的なアドバイスが受けられます。

相談は予約制（相談時間は60分）で、費用は無料です。